

別紙（借換え可否一覧表）

既往債務（制度融資外含む）

借換の可否（新制度における売上高等減少要件を満たすことが前提）

SN5号(▲5%)
(80%保証)

危機(▲15%)
(100%保証)

SN4号(▲20%)
(100%保証)

貸付実行日

個人（小規模のみ）：保証料0+金利0

小・中規模：保証料1/2

★のケースのみ

小・中規模：保証料0+金利0

減免措置

※1/29相談窓口設置日

1/28以前	80%保証（一般、SN5号等）	○ ★中小▲15%なら 保証料0+金利0適用	×	×
	100%保証（SN4号等）	○	○	○
1/29 ～ 制度開始前	80%保証（一般、SN5号等）	○	○※1	○※1
	100%保証（SN4号等）	○	○	○
制度開始後	新制度におけるSN5号	○	○※2	○※2
	上記以外の80%保証 （一般保証含む）	○ ★中小▲15%なら 保証料0+金利0適用	×※3	×※3
	100%保証（SN4号等）	○	○	○

※1 1/29～制度開始前までに80%保証を利用した事業者で、制度開始後に売上高等が▲15%以上減少した場合に限り、危機関連やSN4号に借換可能とする。

※2 新制度におけるSN5号を既に利用している事業者で、売上高等がSN5号の融資実行後に▲15%以上減少した場合に限り、危機関連やSN4号に借換可能とする。

※3 ※2以外の80%保証は原則通り、100%保証への借換は認めない（5号すら利用しないのはコロナの影響を受けていないと判断できる）。